

2020年度税制改正提言事項 (税制改正に関する検討テーマ)



一般社団法人 山口県法人会連合会

会 長 有 田 建 二

税制委員長 櫻 井 正 明

税制委員会構成委員

役 職	氏 名	所属法人会
担当副会長	小 野 悟	柳井法人会
委 員 長	櫻 井 正 明	宇部法人会
副委員長	西 村 公 作	柳井法人会
委 員	正 木 圭 子	山口法人会
委 員	長 畑 克 典	岩国法人会
委 員	小 野 宗 典	徳山周南法人会
委 員	松 本 利 幸	光・熊毛郡法人会
委 員	尾 崎 陽 一	防府法人会
委 員	末 廣 昌 生	厚狭法人会
委 員	吉 水 千 賀 子	下関法人会
委 員	大 工 幸 宏	長門法人会
委 員	田 中 義 一	萩 法人会

1. 税制提言の基本方針

本税制改正要望は、中小企業の活性化と活力ある持続可能な社会の構築に寄与するため、実現可能な望ましい税制のあり方について提言することを目的とする。

2. 実現可能な税制提言

提言した税制改正事項は、提言活動での要望に止めず、早期の実現に向け継続的に情報発信を行い、経済団体として地位の確保に努める。

2020年度税制改正に関する検討テーマ

課題		討 議 事 項
基 本 的 な 課 題	税・財政改革	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政健全化は、わが国の経済財政運営に対する市場の信認と国際的評価を維持する為の前提であり、将来の世代に対する負担の先送りを食い止めるためにも避けては通れない。 政府が財政健全化に向けた様々な改革を実行することは、将来世代に対する責任を果たす上で極めて重要である。 ② また国際社会、市場からの信認を得るためにも、目標である2025年度のプライマリーバランス黒字化を必ず達成できるように、税・財政に関する改革を進めていくことが求められる。 ③ 国と地方あわせた債務残高が1,100兆円を超え、他国に類を見ない状況となるなかで、財政再建に向けて、もはや待ったなしの状況にある。 将来世代に負担を先送りしないためにも、社会保障制度の見直しや行政の効率化等、徹底した改革を実行していく必要がある。特に歳出の適正化とチェック機能の強化が望まれる。 ④ またデフレからの脱却を政策課題に掲げているが、未だに物価上昇の兆しは見えていない。 景気改善と国の債務を実質的に圧縮するためにも更なるデフレ抑止政策を強化する必要がある。
	・ 社会保障制度に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 人口減少と超高齢化の加速というわが国の構造的課題に直面し、現状の枠組みでは社会保障給付の増加は、避けられない。社会保障制度の持続可能性を保つには、給付と負担の両面からの改革が求められる。

基本的な課題

税・財政改革

・社会保障制度に対する基本的考え方

② これからの社会保障のあり方については、「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支えあう「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直す必要があるとともに、国民年金受給者と生活保護費受給者との金額格差等、適正化が必要である。また、生活保護世帯への給付金を、現金支給方式から改め、現物支給あるいは電子マネーによる給付に改め、給付金の支出状況を明確化する施策が必要である。

③ また、健全で活力ある経済社会の構築に向けて、成長の源泉である現役世代、とりわけ中間層の方々の活力を高めることが、日本経済の成長つながる。また、外国人に対する医療費が日本国民の負担になっていることを是正する施策が求められる。

④ 社会保険料の納付手続き、徴収手続きを税務署に統合すべきと考える。徴収事務を複数の事務所で行っているのは、行政にかかる経費の無駄使いと考える。

・行政改革の徹底

① 消費税の引き上げ等、増税は国民に痛みを求めるわけで、国民の理解を得るには国・地方、政府・議会がまず自ら身を削らなければならない。行政改革を徹底して行い、衆議院、参議院議員や国家公務員、地方公務員の人件費を減少させる必要がある。

② 行政改革は、官と民・国と地方の役割分担を念頭に、公務員給与の適正化、行政機構のスリム化等の措置を講じ、行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを目的にすべきである。また、公務員の賃金形態がいまだに不明確であり、民間水準に比較して平均給与が高い水準にあり、成果比例の報酬体系とは認めがたい。

基本的な課題

税・財政改革

・行政改革の徹底

③ 納税監視の観点から公会計について複式簿記に徹すべきである。併せて、特別会計の情報開示等、徹底した情報開示を求める。
地方財政の監視役に各自治体において会計監査のエキスパートを育成する制度を設ける等、納税者の視点に立ったチェック機能の確立が望まれる。

・消費税引き上に伴う対応措置

- ① 今年10月より消費税の引き上げが予定されているが、消費税は単一税制による分かりやすい制度にすべきである。煩雑になる経理処理の点が懸念される。特に零細企業にとっては煩雑な定めが多すぎる。税金の3原則である「公平・中立・簡素」という観点からはかけ離れつつある。レジスター等の費用負担も助成金で賄えるものではない。消費者もカード決済するとポイント還元となるが、カード等を持っていない高齢者等には還元がない。ポイント還元などの効果は、一時的で景気は変わらず、効果はないのではないかという意見が多数である。零細企業の中では、キャッシュレスサービスを導入していない企業もあり、わずか還元サービスが適用される9ヶ月のために投入することも難しい。複雑で制度導入にコストがかかり、不公平感がある税制改正は良くない。もとお単純で国民の安心と生活の安定を図るような税制改正を行うべきである。
- ② 消費税の軽減税率が導入された場合、事業者の事務負担は極めて煩雑になる。高齢事業者や小規模零細事業者への対応も不十分である。
- ③ 軽減税率制度の仕組みをもっと簡便する等、消費税は分かりやすい制度にすべきである。さらに、将来的には、複数税率から単一税率へ戻す見直しを再度行うべきである。

基本的な課題

税・財政改革

・消費税引き上に伴う
対応措置

④ 軽減税率の導入に伴い、「区分記載請求書」の発行が義務付けられ、さらに令和5年10月よりインボイス制度の導入に伴って、「適格請求書」の発行が義務付けられる予定である。これらの請求書書式の変更は、事務能力の脆弱な中小企業者にとっては過重な事務負担を強いるものである。インボイス制度の導入により課税の透明性が担保できるとの意見もあるが、一方でインボイスの発行ができない免税業者は課税事業者との商取引から排除される可能性も指摘されている。同制度導入に伴う納税者や課税庁の事務負担等を考えれば、費用対効果はマイナスとなることは明らかである。また、免税業者でも特殊な技術があるとか、特異性があるなど、取引先から重きを置かれている企業ならまだしも、そうでない場合、取引から排除されることもあると思われるので、そうならないように配慮すべきである。

⑤ インボイス制度については、全ての国民に対し周知が必要である。また、インボイス制度の導入に伴い、免税業者へは納税を促していくとともに、免税業者の不利益への対応策を検討すべきである。

⑥ 税の滞納全体に占める消費税の割合は高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因にもなっている。滞納防止策としては、中間申告やe-Taxの普及等、制度、執行面での滞納防止策の強化が求められる。また、先払いすると得になる等のインセンティブのある納付方法を考える必要がある。

・マイナンバー制度

① マイナンバー制度への理解を深め、各種イベントを通じより深い知識の普及に努めるとともに、用途を増やし、充実した使い勝手の良いものへ、機能を高める必要がある。また、カードの取得を推奨しなければならない。

基本的な課題	税・財政改革	・マイナンバー制度	<p>② 行政経費を圧縮するためにも、多岐にわたる行政事務にマイナンバー制度を積極的に導入すべきである。マイナンバー制度を拡充して、社会保険手続きにも積極的に利用を拡充すべきである。</p> <p>③ 今後は、マイナンバー制度の維持に係るコスト、個人情報保護に向けたシステム整備等、十分に検討する必要がある。</p>
	経済活性化と 中小企業対策	・法人実行税率のあり方	<p>① 日本の法人税実行税率は現在世界で7番目に高く（H30年度 29.74%）政府目標の20%台を達成したと満足している場合ではない。法人実効税率をさらに引き下げOECD加盟国平均の約25%を目指すべきである。</p> <p>② 法人実効税率の引き下げのため外形標準課税制度等、中小企業の負担が増加する財源の確保には反対する。行財政改革の徹底により代替財源を捻出すべきである。それとともに、中小企業に対する軽減税率の本則化を要請する。</p>
		・中小企業の活性化に資する税制措置	<p>① アベノミクスの恩恵を受けているのは、一部地域や一部の企業であり、むしろ地方の中小企業者は地方経済の疲弊から地方創生に限界を感じている。中小企業が社会貢献できるような税制の確立を望む。</p> <p>② 法人税法上の中小法人の範囲を見直す必要がある。今後の中小法人課税の見直しにあたっては、中小企業政策との整合性を踏まえ、地域を支える中小企業の活性化につなげることが不可欠である。</p> <p>③ 交際費の損金控除の限度額を引き上げることにより、地域社会が活性化する措置が必要である。</p>

基本的な課題

経済活性化と
中小企業対策

・ 中小企業の活性化に資する税制措置

④ 減価償却計算の改正が平成 19 年にあり、定率法の計算が複雑になった。耐用年数経過後の簿価を 1 円とする計算が特に大変であるので簡素化すべきである。また平成 28 年改正で建物は付属設備と構築物の償却方法が定額法になった。中小企業としては、設備投資の早期の費用化が遅くなり、設備投資が抑制されかねない。よって、定率法、定額法のどちらかを選択できるようにすべきである。

・ 事業承継税制の拡充

① 事業承継の相続については非課税にすべきである。事業承継は、事業用資産と個人資産を区別し、事業用資産が後継者に移転しやすいように改正し、企業が存続しやすい税制にしなければ日本にとって、大きな損失となる。また、自社株の評価が問題である。経営努力で企業を成長させるほど承継が困難になることは大きな問題である。

② 円滑な事業承継が進まず、高度な技術力を持ちながら、廃業に追い込まれる企業も少なくない。地方創生を推進する上では、地方における雇用の場の確保が必要不可欠であり、中小企業は地域経済を担い、地域の雇用の受け皿として重要な役割を果たしている。事業承継ができないことは、大きな損失であり円滑な事業承継に向けて総合的な対策とともに、事業承継について、一層の制度の拡充を望む。

③ 事業承継時に発生する取引相場のない株式の評価については、客観的交換価値がないことに鑑み、円滑な事業承継を可能とする実態に即した評価を行う等、評価方法の見直しを行う必要がある。

④ 経営努力で企業を成長させるほど承継が困難となるのは納得がいかない。事業承継は事業資産と個人資産とを区別し、事業資産は免税にして、企業が存続できるようにして欲しい。

基本的な課題

<p>経済活性化と 中小企業対策</p>	<p>・事業承継税制の拡充</p>	<p>⑤ 少子高齢化が急速に進む地方では、後継者が不在、未確定な企業も多数存在している。企業の借入金に際しての代表者の連帯保証にも事業承継をする上で課題が生じている。「経営者保証に関するガイドライン」を制度化し、全ての金融機関で適用することで企業が融資を受けやすく、また事業承継を円滑に進めやすくすべきである。</p>
<p>地方のあり方</p>	<p>・地方創生</p>	<p>① 地方創生の中核を担うのは、地域で雇用を生み出している中小企業であり、国は若者の地元企業への就職を活発化させるためにも、廃業の防止策をさらに徹底すべきである</p> <p>② 地方における人口減少傾向は加速度的に進んでおり、近い将来、行政機能が維持できなくなる自治体の急増が懸念されるが、地方自治体における行政改革は進んでいない状況にある。行政システムやサービスの見直しにより、地方公務員の削減や箱物行政からの脱却、市町村の境界を越えた施策等、行政コストの抑制と効率化を図る必要がある。地方創生を推進する上では人口減少を食い止めることが必要不可欠であり、地方における雇用の場を確保するため創業支援等を通じて新規開業や事業承継を促進するとともに、廃業等に伴う雇用の喪失を抑制することが重要課題である。</p> <p>③ 地域の零細企業、また地域の納入業者を守るためにも大型店舗に対する、営業時間、営業日数等の何らかの規制措置が必要である。都会の資本により、地域の企業が淘汰されていることは地域の活力を削いでいるので、是正措置が必要である。</p> <p>④ 育児休業等の制度の適用は、人材の不足する地方では適用が困難である。田舎には、育児休業等の制度の適用しやすい環境整備を行政で用意して欲しい。全国一律の法適用では地方の事業所は疲弊する一方である。</p>

		<p>・地方創生</p>	<p>⑤ 日本企業の海外進出組のUターンにより国内雇用を増やし、正規社員を増やし、人口増加・所得税を増加させ地方創生につなげる。</p> <p>⑥ 地方の人口減少の対策として、さらなる税制上の施策による本社機能の移転促進、人の移転、仕事の創出や街づくりを直接的に支援する施策に集中し、産官学金労言（産官学に加え、「金」は金融、「労」は労働界、「言」は地方のマスコミ）の連携を促進し、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。</p>
	<p>地方のあり方</p>	<p>・財政・行政の効率化等</p>	<p>① 「地方にできることは地方が担う」という理念の下、国と地方の役割分担の明確化と地方への権限委譲、行政の効率化、財政の健全化を進め、地域の強みを活かした独自の政策が実践できるよう、国から地方へ財源・権限・人員を移譲する必要がある。</p> <p>② また、地方財政の健全化とともに無駄な公共工事の廃止、地方議会のスリム化、また地方公務員給与の適正化等、行政のスリム化を図る必要がある。</p> <p>③ また、地域偏在性が少なく、安定した税収確保が可能となる地方税体系を構築するとともに、税源の移譲に伴い地域間格差が拡大することのないよう、偏在を是正する措置を講じ地方税財源の充実を図る必要がある。</p> <p>④ その上で、各地域がそれぞれの持ち味を活かした機動的な地域経営を自らの権限と責任において行う方向を示すとともに都道府県の枠組みを越えた、道州制の導入について検討すべき時期にさしかかっている。</p>

	地方のあり方	・財政・行政の効率化等	<p>⑤ 国の機関（省庁）、教育機関、研究機関等の地方移転を促す行政措置が必要である。大都市集中は地方の活力を奪い、国家を疲弊させる。また、税制上の施策による本社機能移転の促進、人の移転、仕事の創出や街づくりを直接的に支援する施策に集中し、産官学金労言の連携を促進し、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。</p> <p>⑥ 地方の農業等の一次産業について、自立し納税ができるように一次産業の構造改革を促進して地方の発展を促す。補助金に頼る農業について体質の改善を促す。</p>
税 目 別	法人税関係	・役員給与の損金参入の拡充等	<p>① 税は公平・中立・簡素でなければならない。税法が複雑化しつつある。もっと解りやすくシンプルなものにすべきである。</p> <p>② 役員給与賞与は職務執行における正当な対価として、全額損金算入を要望する。</p> <p>③ 地域の経済と雇用を支えている中小企業として、法人事業税の外形課税の拡大、欠損金繰越控除制度の見直し等、中小企業の負担が増加する財源の確保には反対する。</p> <p>④ 地域間の財政力格差の解消を目的として、本年10月より「特別法人事業税」が創設されることになっているが、法人が申告納付する国税及び地方税は近年その税率が細分化され、納税者の事務負担が煩雑になっているのみならず、行政の簡素化にも逆行するものである。これらは税の財源と配分の問題であって、税の賦課と徴収を一元化する等、行政サイドで対応すべき問題であり、納税者に負担を転嫁すべきではない。</p>

税 目 別	個人所得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税のあり方 ・ 各種控除制度の見直し 	<p>① 所得税は国民がその所得に応じて負担するという税の基幹とも言うべき税目として、広く国民全体で公平に負担を分かち合い負担していくものでなければならない。</p> <p>② 医療費の抑制が喫緊の課題となっている中で、医療費控除の存在が納税者に医療費の支払いを助長する心理的効果をもたらしているとの意見や、非課税世帯等の低所得者には恩恵がなく高額所得者に有利な制度となっている等の欠陥も指摘されている。また、減税効果の割に還付申告等における納税者及び課税庁双方の事務負担も大きく、税務行政の効率化を妨げている面もある。こうした観点から、現行の一律10万円の足切り額を所得金額の10%程度の変動制とし、制度適用範囲を縮小するとともに、所得控除から税額控除とする方が合理的であり、真に必要な医療費負担の減免は受診段階における社会保障政策で別途対処するべきである。</p>
	相続税・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税・贈与税 	<p>① 相続税については、所得税課税後の二重課税となるので、撤廃されるように要望する。当面、相続税については、課税標準の引き上げと、税率の引き下げを要望する。</p> <p>② 相続財産のうち特定の居住用宅地については「小規模宅地等の課税価格の特例」があるが、居住の用に供されていた家屋については同じ居住用財産であってもこれらの適用はない。土地評価額の高い都会では相続税の減額効果が大きい、土地評価額の低い地方では土地評価額より家屋の評価額の方が高いケースも多く、公平性を欠いている。近年ではマンション等に居住する者も多く、マンションの場合は土地（敷地権）の持分より建物部分の評価額が高いため、制度の趣旨が生かされないことにもなる。居住用家屋についても一定の条件の下に居住用宅地との選択適用により課税価格の特例の適用を認めるべきである。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">税 目 別</p>	<p>地方税関係</p>	<p>・固定資産税の抜本的見直し 等</p>	<p>① 固定資産税は収益性の低い中小企業に対しても一律に課税されており規模の小さい中小企業に過重な負担となっており、中小企業にとっては固定資産税の負担感が重い。また、事業上の償却資産に係る固定資産税を廃止することで、設備投資の促進に繋がると考えられるので、固定資産税の抜本的な見直しを要望する。</p> <p>② 都会で生活する若者の教育、学費、生活費は地方(親)の負担によるところが大である。若者の都会定住による地方の高齢者への負担費用も地方財政にとって重く、地方交付税の算定基準の改正が必要と感じる。</p> <p>③ 税は公平・中立・簡素でなければならない。税制全般が複雑化しすぎている。もっと解りやすく、シンプルなものにすべきである。知っている者のみが優遇を受ける規定では皆が利用できない。</p>
<p>その他</p>		<p>・租税教育 等</p>	<p>① あらゆる機会を通じ幅広い世代に向け納税者意識の高揚を図る必要がある。したがって、租税教育は、学校教育の低学年の段階から社会人に至るまで幅広い年代において、教材等を充実させる必要がある。質素でもいいので心豊かな日々の充実感溢れる日本を作る必要がある。</p> <p>② 印紙税については、電子商取引の増加等、ペーパーレス化の進展とともに、紙媒体による文書のみを課税対象にする等、合理性に欠けており、取引形態により課税の有無が生じる等、不公平が生じている。電子化対応が困難な中小企業者に負担が偏っていることも事実であり、課税公平の観点より印紙税は廃止の方向で検討すべきである。</p>

<p>その他</p>	<p>・租税教育 等</p>	<p>③ ガソリンの価格はガソリン本体価格+ガソリン税=販売価格であるが、販売価格に消費税が掛けられておりガソリン税にまで消費税が掛っている等、二重課税であり取り過ぎの消費税である。これら二重課税となっている税金については、早期の解消を望む。</p> <p>④ 教育機関としての大学で、外国人学生の受け入れに特化している大学は国費を支出するにはふさわしくない。何等かの整理をすべきであると考え。</p> <p>⑤ 租税教室等を通じ、税の役割や納税の意義について理解の推進に努める必要がある。</p>
------------	----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------